

平成 15 年 12 月 15 日

千葉県環境審議会環境総合施策部会
部会長 榛澤 芳雄 様

千葉県地球温暖化対策専門委員会
委員長 榛澤 芳雄

千葉県地球温暖化対策地域推進計画（検討素案）に関する調査・検討結果
の中間とりまとめについて（報告）

平成 15 年 11 月 6 日付けで千葉市長から諮問のあった千葉県地球温暖化対策地域
推進計画（検討素案）に関し、当専門委員会では、平成 15 年 11 月 6 日以降 3 回の
委員会を開催し、調査・検討を行ってきました。

この度、各委員からの意見等を踏まえ、当委員会の調査・検討結果として、下記
のとおり中間とりまとめを行いましたので報告いたします。

記

1. 計画（検討素案）に対するこれまでの調査・検討の結果
別紙のとおり
2. 上記の結果を踏まえ、修正した計画案
別添のとおり

以上

千葉市地球温暖化対策地域推進計画（検討素案）に対する これまでの調査・検討の結果について

1. 「計画策定の背景及び意義」について（第1章関係）

- (1) 全体の内容を分かりやすく説明するため、章の項目を次のとおり設定することとした。

- 1.1 地球温暖化のメカニズム
- 1.2 地球温暖化の影響
- 1.3 地球温暖化対策の必要性
- 1.4 地球温暖化対策の取組み
 - (1) 国、県等の取組み
 - (2) 我が国の温室効果ガスの排出状況等
 - (3) 本市の対応

- (2) 市民や事業者の理解や協力を得る視点から、地球温暖化の影響に関する記述をより分かりやすく充実することとした。

また、地球温暖化対策の取組みに対する説明内容について、コンパクトにまとめるなど、より分かりやすく記述することとした。

- (3) 県の計画との連携が必要なことから、県の地球温暖化防止計画の策定動向に関する記述を追加することとした。

2. 「本計画の基本的事項」について（第3章関係）

- (1) 計画の目的、計画の位置づけ、基本方針等の事項については、千葉市の地域特性を踏まえた実効ある計画を策定する視点から、その基本的考え方は適切なものとする。

- (2) 県との連携の必要性に関連して、計画の位置づけに関する図の中に県の地球温暖化防止計画を示すとともに、基本方針において、県の対策との整合を図る旨の記述を追加することとした。

3. 「千葉市の温室効果ガス排出量等の状況」について（第4章関係）

- (1) 温室効果ガス排出量の現状及び将来見通しについて、その算出方法等を精査したが、その算出結果等は妥当なものとする。

4. 「千葉市における地球温暖化防止に向けた削減目標」について（第5章関係）

- (1) 削減目標については、千葉市の実情に即した実施可能な対策による削減効果量を踏まえて設定されており、実効性のある計画策定を目指す視点から、その設定の考え方は適切と考える。
- (2) 京都議定書の6%削減目標と整合を図る必要はないのかとの意見もあったが、国は森林吸収や排出権取引等の京都メカニズムを含めて達成することとなっており、また国におけるエネルギー起源及び非エネルギー起源の二酸化炭素等の削減目標0.5%に対して、本計画案の削減目標は0.9%となっていることから、国の施策と比べて遜色がないものと考ええる。

5. 「千葉市における地球温暖化防止に向けての取組み」について（第6章関係）

- (1) 市民・事業者・市の取組みを5つの視点でまとめていることは、分りやすく適切と考える。
- (2) 新エネルギーの普及に関連して、太陽光・風力発電等の分散型のエネルギー源の必要性について、災害時における非常用電源としての活用を含めて記述することとした。
- (3) 市民の取組みを促すため、市民の行動が産業部門からの温室効果ガス排出量の増加に繋がっていることを記述することとした。
- (4) 市民・事業者・市の取組み事例等について、その意図が伝わるよう各項目ごとにキャッチフレーズを記載することとした。
- (5) 市民の取組みに係るコラムの「身近な温暖化対策：家庭でできる10の取組み」について、市民に分りやすく解説するため、その1年間の節約効果などを示すよう工夫することとした。
- (6) 土地利用方法等を含めて総合的な取組みについても考える必要があることから、省資源・省エネルギー型の街づくりに向けて様々な角度から総合的に取り組むことの記述を行うこととした。
- (7) 市の施策に関連して、市民及び事業者の取組みにおけるコラムと同様に、市のアピール性の高い「ちば・エコファミリーづくり」などの取組みをコラム的に紹介することとした。
- (8) 市の施策の充実に関して、新たに公共施設の省エネルギー診断の推進、クリーンエネルギー自動車普及に向けた燃料供給施設の設置促進等を盛り込むこと

とした。

(9) 具体的な温暖化防止のための実践活動の普及促進に向けて、市民のライフスタイルの見直しや事業者の自主的な活動の取組みに関して、新たに7つの活動目標を設定することとした。

(10) 省資源にも配慮する必要から生活用品等を大事に使い循環型社会の構築に向けた行動を執ることの記述を追加することとした。

6. 「地球温暖化防止に向けての削減効果」について（第7章関係）

(1) 削減効果の内容については、見積方法等を精査したが、その算出の考え方及び算出結果は適切なものとする。

(2) 代替フロン等3ガスに関する説明の部分で、整合が図られていない点が見られたことから、分りやすく説明できるよう修正することとした。

7. 「地球温暖化対策の推進に向けて」について（第8章関係）

(1) 計画の推進主体の中心となる地球温暖化対策地域協議会について、その内容が理解されるよう記述を充実することとした。

(2) 計画の推進に関して、新たに市民・事業者・NPO等との連携・協働についての記述を追加することとした。

(3) 計画の進行管理について、市民意見の反映を含めてより具体的に記述することとした。

8. その他

新エネルギービジョンとの関係や図の出典、制度の実施年度等を明記するなど、所要の修正を行うこととした。